

令和 4 年 11 月 28 日

電子カルテ情報の提供の仕方について（案）

厚生労働省 医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

利活用の観点から考える 電子カルテ情報に係る議論

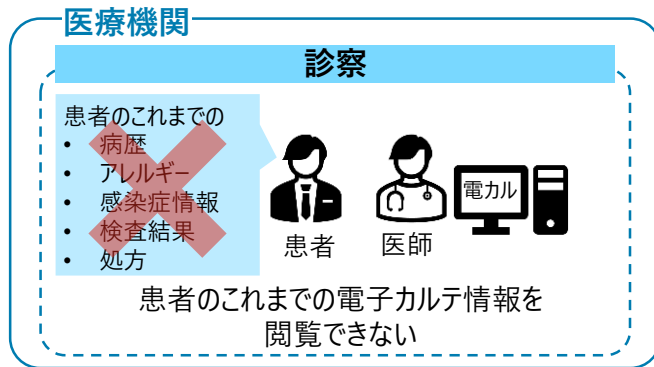
例：救急・災害時等の電子カルテ情報の利活用

救急・災害時等の電子カルテ情報の利活用について

(現状) 代表的な救急・災害時等の診療プロセス



救急・災害時等

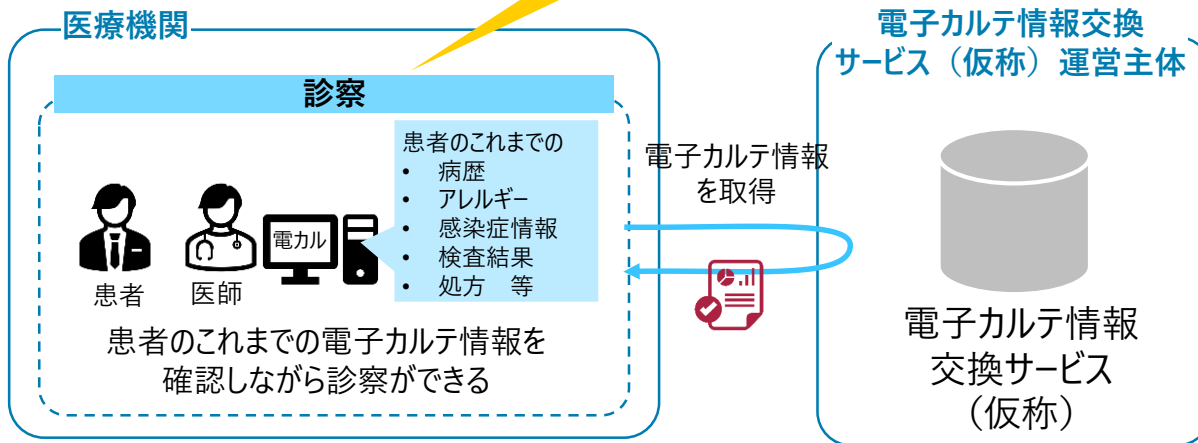


患者本人、及び全国の医療機関等に電子化した電子カルテ情報を共有するメリットとして、救急・災害時に、直近の**患者の電子カルテ情報**（医療機関において文書情報と関係ない形で蓄積されたもの）を**把握**できる。

(導入後) 代表的な救急・災害時等の診療プロセス



救急・災害時等



救急・災害時等の利活用を考慮した場合、電子カルテ情報交換サービス（仮称）には一定期間の電子カルテ情報の蓄積が必要ではないか

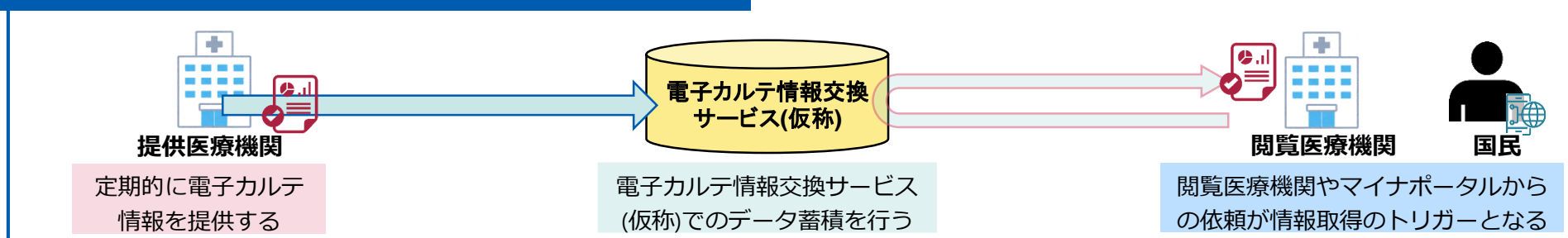
電子カルテ情報の提供の仕方に係る議論



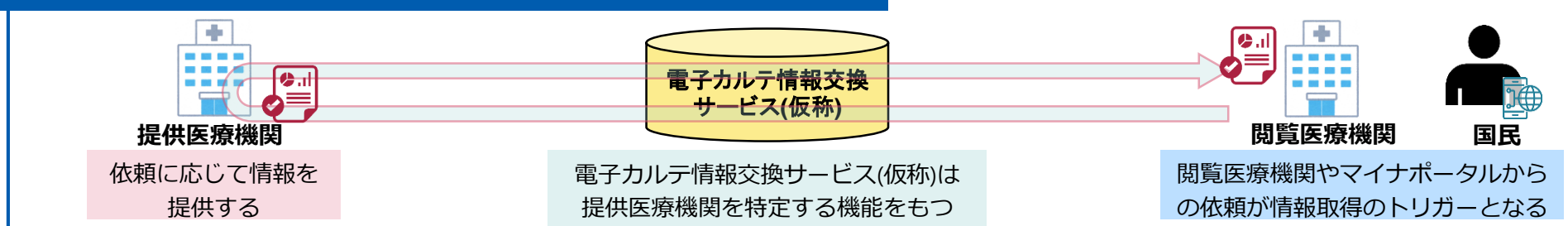
どういった情報を電子カルテ情報交換サービス(仮称)に保管するか

電子カルテ情報交換サービス(仮称)に蓄積される電子カルテ情報や、提供医療機関から出てくる電子カルテ情報の頻度等を議論するためには、活用目的を踏まえた上で負担感やセキュリティの観点からも整理が必要

文書情報を各医療情報提供医療機関から電子カルテ情報交換サービス(仮称)に対して医療情報を送信しておく(PUSH型)



文書情報を電子カルテ情報交換サービス(仮称)から各医療情報提供医療機関への医療情報取得依頼をトリガーとして医療情報を取得する(PULL型)

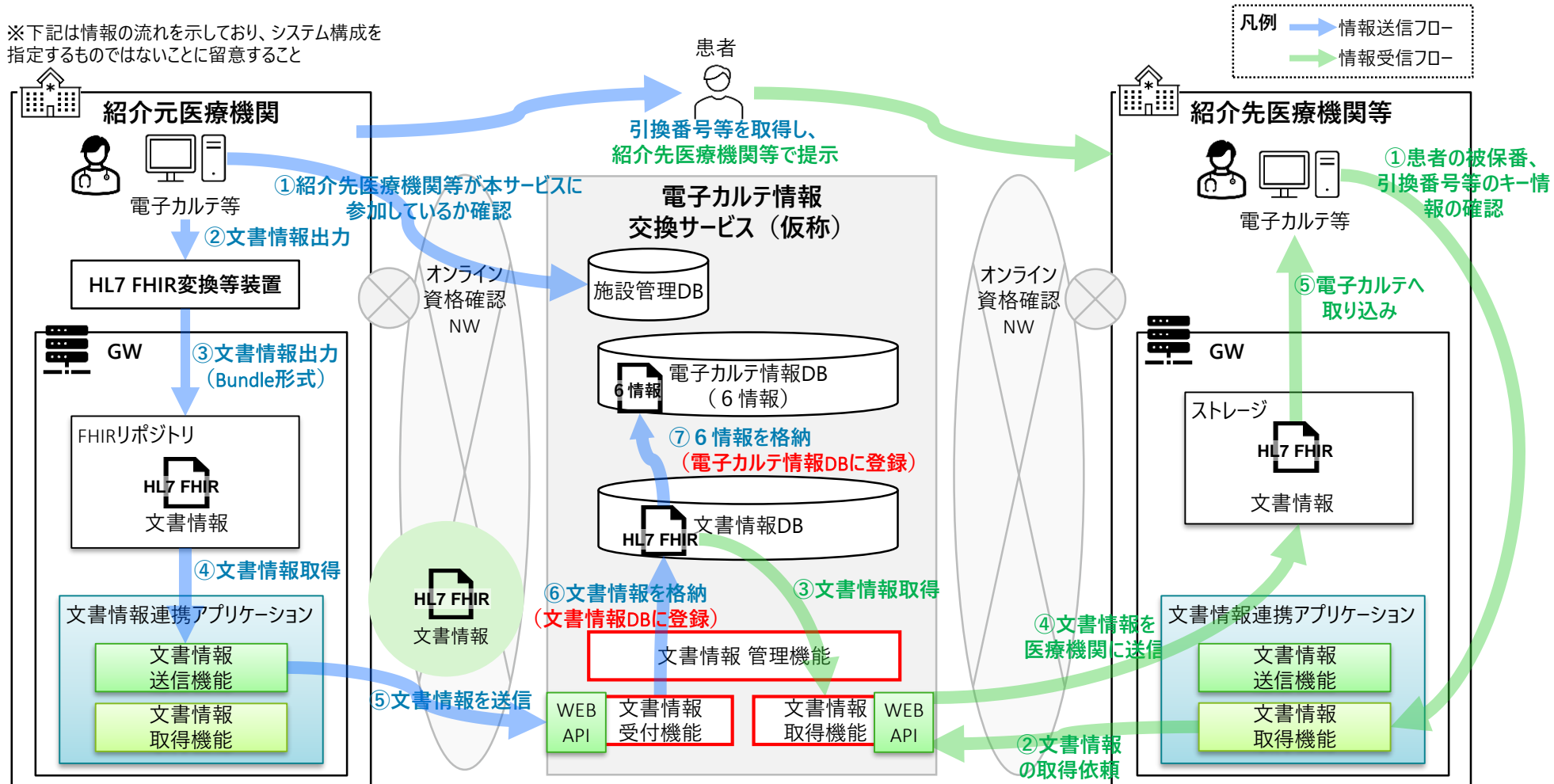


- どういった情報を上記のPUSH/PULL形式で扱うのかの方向性に関して御意見を伺い、基盤の運用主体や費用等の詳細に関する議論を進めたい。

【PUSH型】文書情報を各医療情報提供医療機関から電子カルテ情報交換サービス(仮称)に対して医療情報を送信しておく

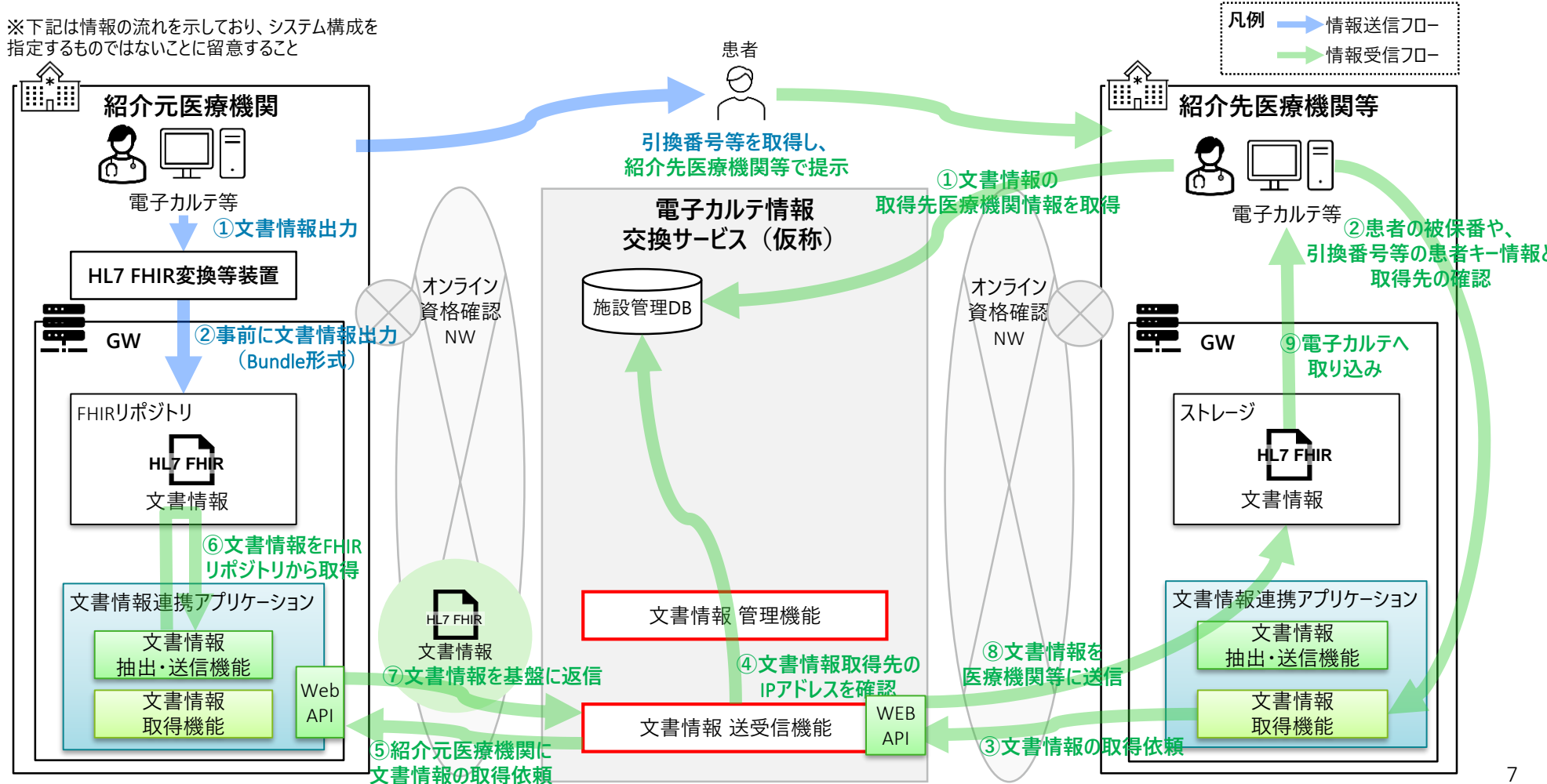
- 紹介元医療機関から文書情報を送信し、電子カルテ情報交換サービス(仮称)に登録する。
- 紹介先医療機関等は患者の被保険者番号、引換番号等をキーとして、電子カルテ情報交換サービス(仮称)に登録された文書情報を取得する。
 - 電子カルテ情報交換サービス(仮称)の情報保持形態：紹介元医療機関からの送付時に文書情報DBへ登録する。
 - 医療機関等と電子カルテ情報交換サービス(仮称)の連携方式：WEB API
 - 紹介元医療機関の文書送信タイミング：文書発行時に送信(下記⑤)

※下記は情報の流れを示しており、システム構成を指定するものではないことに留意すること



【PULL型】文書情報を電子カルテ情報交換サービス(仮称)から各医療情報提供医療機関への医療情報取得依頼をトリガーとして医療情報を取得する

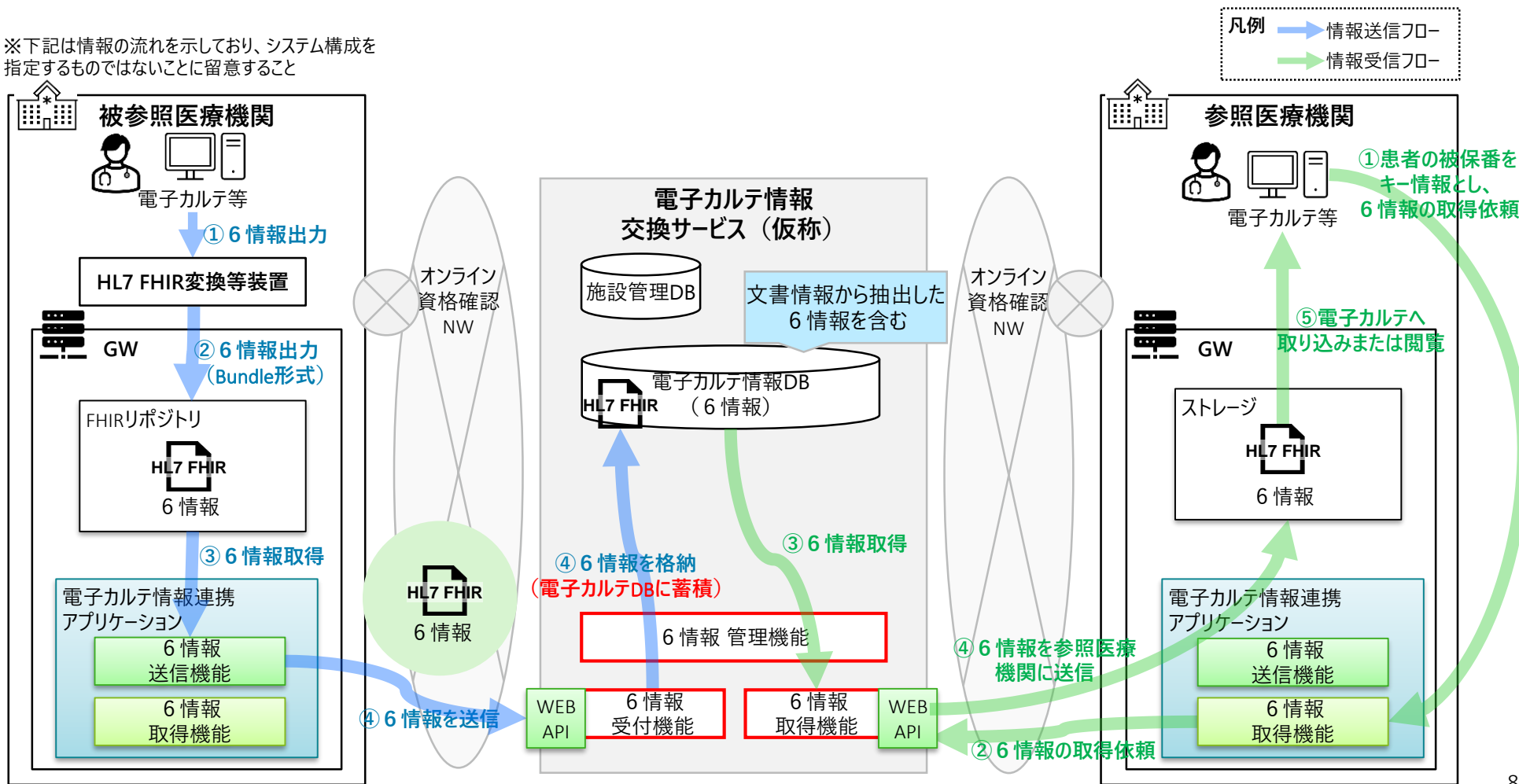
- 紹介元医療機関は、紹介先医療機関等からの取得依頼の返信のため、事前に文書情報を出力し、施設内に蓄積する。
- 紹介先医療機関等は、患者の被保険者番号、引換番号等をキーとして、電子カルテ情報交換サービス(仮称)を経由し、紹介元医療機関から文書情報を取得する。
 - 電子カルテ情報交換サービス(仮称)の情報保持形態：リアルタイムでの情報のやり取りとなるため、登録しない。
 - 医療機関等と電子カルテ情報交換サービス(仮称)の連携方式：WEB API
 - 紹介元医療機関の文書送信タイミング：紹介先医療機関等からの取得依頼時に送信(下記⑦) ※文書作成時にFHIRリポジトリへ保管



【PUSH型】 6情報を各医療情報提供医療機関から電子カルテ情報交換サービス(仮称)に対して医療情報を送信しておく

- ▶ 被参照医療機関から、6情報を送信し、電子カルテ情報交換サービス(仮称)に蓄積する。
- ▶ 参照医療機関は患者の被保険者番号、受診歴等をキーとして、電子カルテ情報交換サービス(仮称)に蓄積された6情報を取得する。
 - 電子カルテ情報交換サービス(仮称)の情報保持形態：被参照医療機関からの送付時に電子カルテ情報DB(6情報)を蓄積する。
 - 医療機関と電子カルテ情報交換サービス(仮称)の連携方式：WEB API
 - 被参照医療機関の6情報送信タイミング：患者が来院し、電子カルテへ診療情報を登録等のタイミングで送信(下記④)

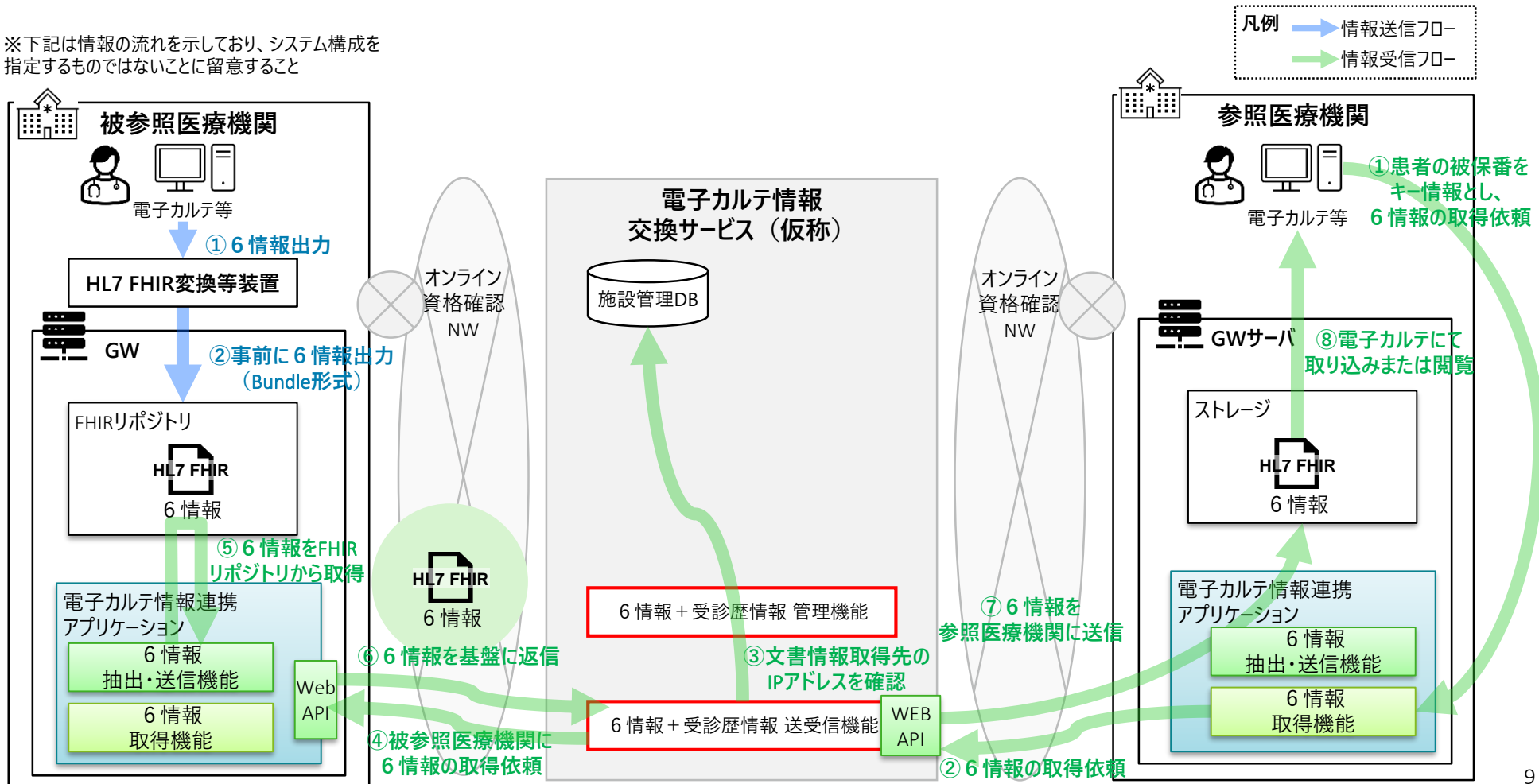
※下記は情報の流れを示しており、システム構成を指定するものではないことに留意すること



【PULL型】 6情報を電子カルテ情報交換サービス(仮称)から各医療情報提供医療機関への医療情報取得依頼をトリガーとして医療情報を取得する

- ▶ 被参照医療機関は、参照医療機関からの取得依頼返信のため、事前に6情報を出力し、施設内に蓄積する。
- ▶ 参照医療機関は、患者の被保険者番号、受診歴等をキーとして、電子カルテ情報交換サービス(仮称)を経由して被参照医療機関から6情報を取得する。
 - ・ 電子カルテ情報交換サービス(仮称)の情報保持形態：リアルタイムでの情報のやり取りとなるため、蓄積しない。
 - ・ 医療機関と電子カルテ情報交換サービス(仮称)の連携方式：WEB API
 - ・ 紹介元医療機関の6情報送信タイミング：参照医療機関からの取得依頼時に送信(下記⑥) ※患者来院時に6情報出力し、FHIRリポジトリへ保管

※下記は情報の流れを示しており、システム構成を指定するものではないことに留意すること



文書情報・6情報を管理する仕組みを整理する方向性について

交換する情報	交換方法	利点	懸念事項
文書情報	PUSH型 (電子カルテ情報交換サービス(仮称)へ文書情報を蓄積)	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認等システム等の既存システムの仕組みを活用できるため、短期間での整備が可能であり、また、医療機関側のシステム整備の負担を抑えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 電子カルテ情報交換サービス(仮称)にデータが集約されるため、データ保存により生じる費用の観点から画像や動画等を共有することが難しい
	PULL型 (文書を発行した医療機関で文書情報を蓄積)	<ul style="list-style-type: none"> 各医療機関が情報を管理するため、画像や動画等の容量の大きいデータを交換することも可能(電子カルテ情報交換サービス(仮称)のデータ管理コストも抑制可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関側では、オンライン資格確認等システムの仕組みとは異なるシステムの整備やデータの保管等が必要となるため、構築に時間を要するとともに、画像や動画等を交換する場合にはネットワーク帯域の確保が必要 患者本人が自身の情報を閲覧できる仕組みの整備が困難
6情報	PUSH型 (電子カルテ情報交換サービス(仮称)で6情報を蓄積)	<ul style="list-style-type: none"> 救急・災害時等の際に、医療情報を即座に取得・閲覧することが容易 患者本人が自身の情報を閲覧できる仕組みの整備が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報を電子カルテ情報交換サービス(仮称)へ蓄積することになるため、同意取得の手続きや医療機関の作業等について丁寧な検討が必要
	PULL型 (医療機関で6情報を蓄積)	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に交換する情報が拡大した場合であっても、電子カルテ情報交換サービス(仮称)のシステム整備やデータの保管等の負担を抑えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報を保有する医療機関を特定する必要があるため、医療情報の取得・閲覧時のレスポンスの遅延が懸念される 患者本人が自身の情報を閲覧できる仕組みの整備が困難

- **診療情報提供書**に関しては電子カルテ情報交換サービス(仮称)に蓄積し、連携先閲覧医療機関は電子カルテ情報交換サービス(仮称)から文書情報を取得してはどうか(つまり、まずはPUSH型で運用する。費用・スケジュールの観点からも文書情報へ画像等の添付情報キー画像等に限定)
- 6情報について、半年程度の情報は救急やマイナポータルでの活用につなげるためPUSH型とする。セキュリティや費用対効果等の観点から、半年以上前の情報や特定の医療機関の情報を含めた将来的に拡張を検討している情報等(将来的に特定の医療機関からの取得や過去の情報の取得が必要となる情報が想定される情報)はPULL型として提供医療機関から直接取得してはどうか(つまり、目的に応じてPUSH型とPULL型を使い分けられるよう検討を進める。画像等の容量の大きな情報等を含めて将来的に医療機関等間で交換する情報が拡大していくことが想定されるため)
- また、PUSH型/PULL型の対象となる電子カルテ情報、保存期間等に関しては、活用目的や運用方法の議論とセットで行う必要があるため、引き続き議論することとしてはどうか(救急の現場での活用や、マイナポータル経由で個人がダウンロードする等の運用等)